

標題

ギリシア籍船の救命艇の操練に関する件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0501
発行日 2003年2月15日

各位

今般、ギリシア政府から、安全な救命艇の操練のための措置に関し、通知がありましたのでお知らせ致します。

本通知の船長及び乗組員に対する要旨は次の通りです。

1. 安全に救命艇の操練を行うため、救命設備の使用(特に救命艇の操練に関し、操練中の天候及び船員間の通信手段を含む。)に関し、十分に配慮すること。
2. 特に、負荷離脱装置を有する救命艇の場合、SOLAS 規則に要求されるあらゆる確認は、注意深く行うこと。
3. 救命設備の正しい使用及び保守のために製造者の詳細な手引書を備えること。
4. 上記手引書を船舶の安全管理システム(SMS)に取り込むこと。
5. 次のIMO サーキュラー MSC/Circ. 1049 の4.3 項の該当部分を確保すること。
 - (1) 負荷離脱(on-load release)機構は、LSA Code 4.4.7.6.2.2 項に完全に適合したものであること。
 - (2) 救命艇、進水装置及び関連設備の保守及び調整のための該当する全ての書類が船上で利用できること。
 - (3) 救命艇、進水装置及び関連設備の点検、保守及び調整を行う担当者は、これらの業務に関し、十分に訓練され、かつ、熟知した者であること。
 - (4) 救命艇、進水装置及び関連設備の保守は、承認された確立した手段に従って行われること。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (5) 救命艇の操練は、非常時に乗員が安全に乗艇及び進水可能であることを確保するため、SOLAS III 章 19.3.3 規則に従って行われること。
- (6) 作業時の安全及び健康のための理念を、操練にも取り込むこと。
- (7) 保守及び修理を行う担当者は、適切な資格があること。
- (8) 救命艇を懸架しておくための装置 (hanging-off pendants) は、保守の目的にのみ使用し、訓練中には使用しないこと。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp